

プラスチック製容器包装及び分別収集物の 再商品化入札制度の見直しについて

経済産業省 環境省

2025年10月9日（木） 16：00～18：00

目次

1. 本検討会の位置づけ	3
2. 短期視点	11
－再商品化事業者の成長機会の確保に向けて	
3. 中長期視点	18
－動静脈企業連携に向けて	
4. 参考資料	26

1. 本検討会の位置づけ

第1回検討会における議論の背景

【1. 事業者の成長機会阻害】

①市町村申込量に対する実際の再生処理事業者の処理能力は、逼迫。

その要因として以下内容等が考えられ、競争環境を一定水準まで低下させ、事業者の成長機会を奪っている。

- 安定枠という全事業者に割り振られる設計により、更なる成長を目指すインセンティブが働きづらい
- 社会変化に対応した適切な処理費用が払われていないことに起因する人員の配置不足からくる稼働率の低下

②品質の一定水準の維持・向上を図るために採用された総合的評価方式は、一定の品質の確保にはつながった一方で、本来落札できるはずの落札可能量を制限してしまい、競争環境を一定水準まで低下させ、事業者の成長機会を奪っている。

【2. 分別基準適合物及び分別収集物のリサイクル率】

回収されたプラスチック種類別のリサイクル率（材料リサイクル、収率50%仮定時）では、PE67%、PP83%と高い水準の素材も存在する一方で、PS25%、PET3%と残渣として処理されている素材もある。

様々なリサイクル手法を組み合わせでリサイクル率を高めるために、

材料リサイクル×材料リサイクルのジョイントグループ制度は運用が開始されているが、ケミカルリサイクル×材料リサイクルのジョイントグループ制度は制度上認められていない。

【3. 再商品化製品の利用用途】

再商品化製品利用製品は、パレットや植木鉢などへの活用に留まり、容器包装プラスチックに戻っているものや再生材の高度な利用はほぼ存在していない。

第1回検討会指摘事項と対応案（1/2）

指摘事項	
0. 全体に係るご意見	
- 取組目的が廃棄物削減から日本型のサーキュラーエコノミー構築に移る中での容リ法の捉え方が重要 - 資源循環社会に向け容リ入札制度の課題に留めず部分最適ではない解決策が必要 - 関連制度が多くあるが、制度間で基準が異なることがないように設計すべき	
議論するイシューによって検討の時間軸が異なる。例えば、短期的には、年明けから始まる令和8年度に向けた入札への検討が必要回収量増加も見据えた処理能力強化は短期視点、入口と出口をつなぐ策の検討は長期視点ではないか	
1. 事業者の成長機会阻害に係るご意見	
A. 総合的評価方式	
- 出口としての再生材利用の視点か、入口としての廃棄物削減の視点かで、品質の議論は論点が変わる。後者ではそこまで高い水準が必要ないのではないか - 本制度が必ずしも市場の要求品質と一致していないとの意見が多い点、一定の品質の確保につながった一方で本来落札できるはずの落札可能量を制限してしまっている点を踏まえ、総合的評価方式を廃止頂きたい - 総合的評価方式の評価内容は、現在の需要側の評価の観点と異なる。需要側に求められているものをいかに供給したかで評価されるではないか - 多くの自治体は容リルートに乗せようとしており、さらに申込量が増える可能性がある。再商品化事業者の処理能力の増加（既存の処理能力増強、新規参入）が求められる - リサイクルの質を担保しつつ効率化することが重要。阻害している要素は見直すべき。上限価格撤廃による適正価格化と品質確保の両立が必要 - 事業者のレベルにばらつきが出てしまうのであれば、総合的評価方式はやめるべきではない	
B. 安定枠	
【再掲】リサイクルの質を担保しつつ効率化することが重要。阻害している要素は見直すべき 【再掲】多くの自治体は容リルートに乗せようとしているため、さらに申込量が増える可能性がある。再商品化事業者の処理能力の増加（既存事業者の処理能力増強、新規事業者の参入）を念頭に検討してほしい	
C. 社会変化に対応した適切な処理費用が払われていないこと	
- 厳しい上限価格を撤廃して頂き、新しい制度設計をお願いしたい 【再掲】リサイクルの質を担保しつつ効率化することが重要。阻害している要素は見直すべき。上限価格撤廃による適正価格化と品質確保の両立が必要	

見直しの方向性	詳細
- その他の法律（プラスチック資源循環法、改定資源法、高度化法等）の位置付けを整理した上で、容器包装リサイクル法における入札制度の見直しを議論する - R8年度入札・R9年度以降の入札への見直しを分けるとともに、中長期の目指す方向性と可能な限り整合をとり進める	P8
	P7, 9
【総合的評価方式の活用法の見直し】	
効率的な再商品化及び適切な競争環境を確保するため、材料リサイクル事業者の処理能力を材料リサイクル優先枠含め最大限活用する方式に改める	P12, 13, 14, 15
【安定枠の廃止】	
- 材料リサイクル優先枠は一本化（安定枠の廃止） - 再商品化製品の品質担保のため総合的評価方式を材料リサイクル優先枠の選定に活用	P12, 13
【材料リサイクル優先枠での落札可能量の調整】	
材料リサイクル優先枠と一般枠双方の競争倍率を確保するため、事業者の材料リサイクル優先枠での最大落札可能量を処理能力の70%とする	
社会変化に対応した適切な価格の実現に向け、厳格な上限価格の見直しを検討する	
	P16, 17

第1回検討会指摘事項と対応案（2/2）

指摘事項

2. 分別基準適合物及び分別収集物のリサイクル率

D. ケミカルリサイクル×材料リサイクルのジョイントグループ制度

- ・食品容器等に対応可能なケミカルリサイクルの活用をカスケード利用等も含め推進すべき
- ・消費者に分別を促す際に、収率50%、残渣50%になっていると説明がしにくい。残渣の削減につながれば、消費者への説明性の向上にもつながる
- ・ジョイントについては制度上の評価をするべき
- ・ジョイントグループ制度は技術的には可能と考えられるが、価格転嫁できるかがポイントになる
- ・材料リサイクルの残渣は課題でありうまく活用したい。ただ、収率（歩留まり）の条件は検討が必要

3. 再商品化製品の利用用途

E. 再生材の高度な利用（動静脈連携枠）

- 容器包装の再生材利用を推進するため水平リサイクルを目指した再商品化を優先的に行ってはどうか
- 入札はあくまで調達の一手段であり、ビジネスが成り立つかどうかは需要側が再生材をコストを含めて価値として認める市場があるかによる
- きちんと資源循環させることが評価につながるという
- 総合評価の項目は、将来的を見据えたときに何を重要視するかのメッセージになる。容リ法の全体感が変えれないのであれば、総合評価の再整理はすべきではないか（地域循環性等の観点など）
- 容器包装や自動車等への使用に向けたリサイクルや、その最終製品を評価できるようになるという
- 自動車業界への量と質を担保した製品供給に取り組みたい。その際、コンパウンドメーカーならびに動脈産業との強い連携協力は必要不可欠となる。また、動脈と静脈でマッチングするポイントを作って、そこで品質の評価を実施するのがあべき姿。どこに再生材が使われているかを可視化することが重要
- 動脈と静脈が情報のやり取りをして、サンプル作成や試験等も通じて品質評価をしていく必要がある。一方で、総合評価のテーブルに入れ込むことは難しく、どのように形にしていくかの検討が必要
- 資源循環という観点を容リ法に盛り込むときに、上限価格の撤廃と再生材利用は結び付かないのでは
- 品質については需要と供給間のビジネスの話であり、制度で対応するものではないのではないか
- 特定事業者が容器包装の製造者として、EPRが用いられているのが現制度設計。再生材の高度使用はもちろん賛同だが、容器包装以外の事業者活用に必要な投資を容器包装が負担するのは違和感
- 連携が必要な領域が存在するため、独禁法等に抵触しない制度設計が必要

見直しの方向性

詳細

- 【材料リサイクル・ケミカルリサイクル
のジョイント入札を認める】
- ・多様な手法を組み合わせるリサイクル率を向上させる

P19,
20

- 【動静脈連携枠の創設】
- 再生材利用の高度化を図るため、「動静脈連携枠」を創設し、要件を満たす事業分について、導入初年度は全体の数%から始め、段階的に拡大していった最大20%程度までを優先的に割り当てる
- 安定供給のため、必要に応じて複数年入札を認める
- 特定事業者に対しては、当該再生材利用分を再商品化委託費から減免する等のインセンティブを付与

P21,
22

- ・検討時に留意する

P23,
26

まとめ：プラスチック製容器包装・分別収集物の入札制度の見直し

収集量と処理能力の切迫への対応、社会変化に対応した適切な再商品化費用を実現し、再商品化の量・質の拡大向上、再生材利用の一層の促進を図るため、プラスチック製容器包装・分別収集物の入札制度について以下のとおり見直しを行う

背景 …… 現状の容器リサイクル法の入札制度においては、以下の課題を抱えている

短期的課題 ⇒ **収集量と処理能力の切迫への対応、物価高騰を迅速に反映する必要がある**

中期的課題 ⇒ **高度な品質の再生プラスチックの供給力を強化する必要がある**

【令和8年度以降】

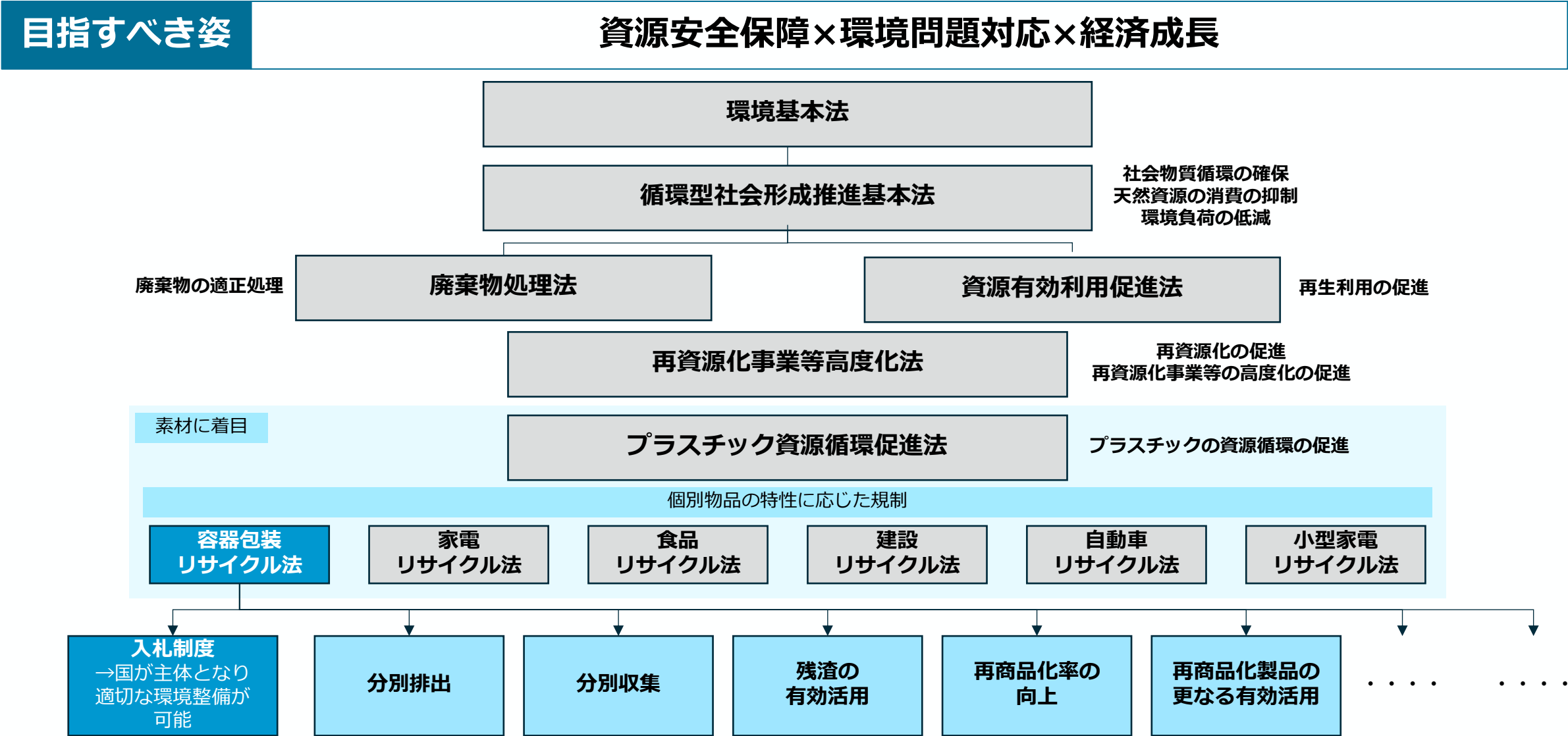
- 効率的な再商品化及び適切な競争環境を確保するため、**材料リサイクル事業者の処理能力を材料リサイクル優先枠含め最大限活用する方式に改める**（総合的評価方式の見直し、材料リサイクル優先枠の一本化（安定枠の廃止））
- その上で、材料リサイクル優先枠と一般枠双方の競争倍率を確保するため、材料リサイクル事業者各社の**材料リサイクル優先枠での最大落札可能量を処理能力の70%とする**（残りの30%は一般枠で入札が可能となり、落札可能量を100%活用できる）
- 上記変更を踏まえ、令和8年度は総合的評価方式の現行評価項目を材料リサイクル優先枠の参加要件として活用することで、材料リサイクル優先枠事業者としての質を確保する。（令和9年度以降は、結果を踏まえながら、総合的評価方式の評価項目見直しを含めて柔軟に検討していく。）
- 以上に伴い、厳格な上限価格を**適切な上限価格に改める**

【令和9年度以降】

- 材料リサイクル・ケミカルリサイクルの**ジョイントでの入札**を可能とする
- **ユーザーニーズに合わせるとともに再生材利用の高度化を図るため、「動静脈連携枠」を創設**し、要件を満たす事業分について、導入初年度は全体の数%から始め、段階的に拡大していつて最大20%程度まで（材料リサイクル優先枠・一般枠から等分捻出[20%の場合、材料リサイクル優先枠40%、一般枠40%]）を優先的に割り当てる

※制度の詳細は引き続き検討し、関係者のニーズを踏まえつつ運用開始までに固める

プラスチック資源循環の目指すべき姿



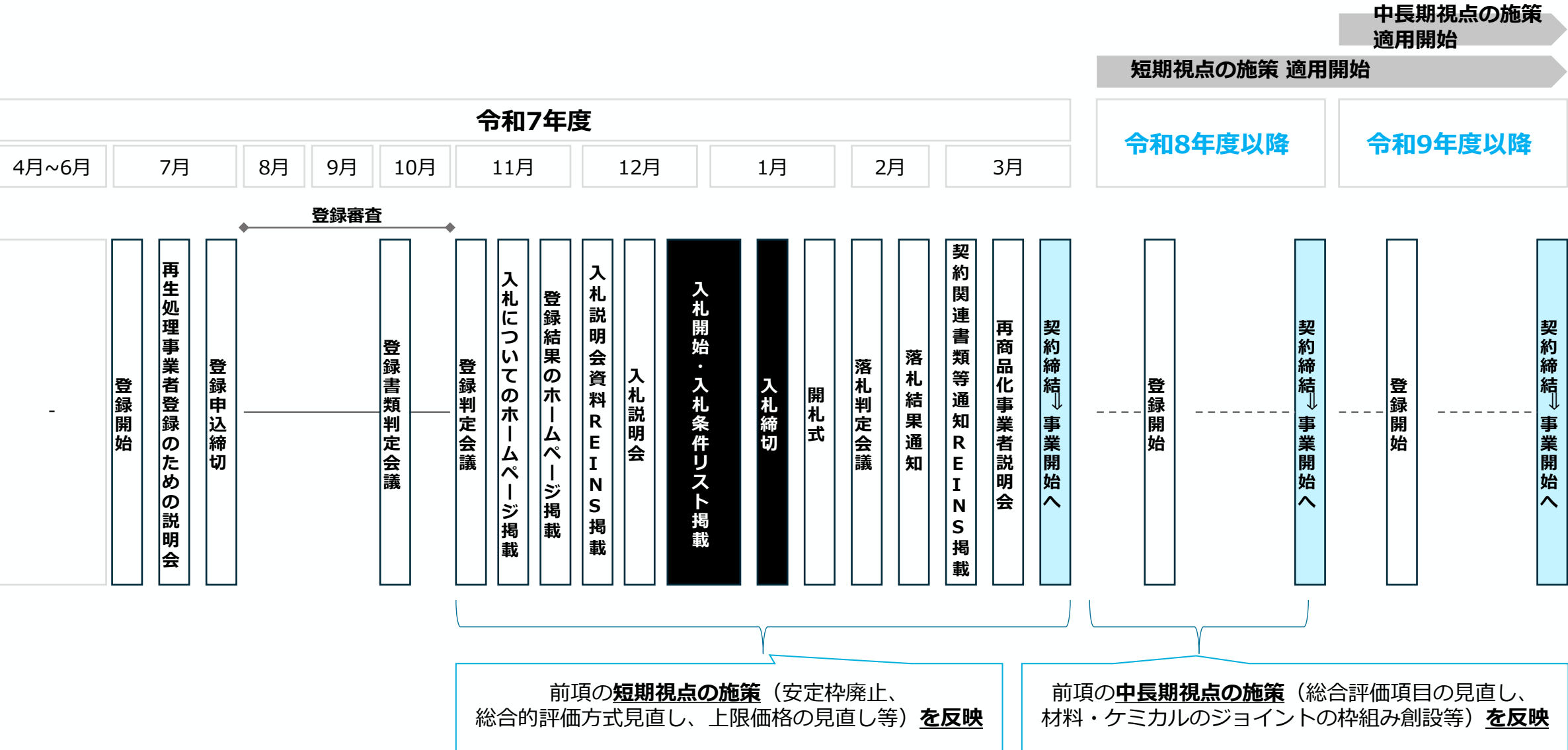
容リ入札制度の見直しの方向性

課題	取組方針	達成すべき事項	達成方法	
			短期（競争）	
			中長期（協調）	
1. 事業者の成長機会阻害に係るご意見	再商品化事業者の成長機会の確保（廃棄物の適正処理に向けた効率化）	A B 量	安定枠の廃止	
A 総合的評価方式		A （最低限の）質	総合的評価方式活用の見直し	総合的評価項目の見直し
B 安定枠		C 価格	厳格な上限価格の見直し	
C 社会変化に対応した適切な処理費用	動静脈での目標の共通化（動静脈での連携強化）	D リサイクル率の向上	—	材料・ケミカルのジョイントの枠組み創設
2. 分別基準適合物及び分別収集物のリサイクル率に係るご意見		D E 需要と供給のマッチング		動静脈連携枠の創設
D 材料・ケミカルジョイントG制度		E ユーザーニーズに応じた質の担保		
3. 再商品化製品の利用用途に係るご意見				
E 再生材の高度な利用				

将来的に目指す姿

容リ法内でのプラスチック資源循環、
動静脈企業連携で取組

制度変更のスケジュール（事業者視点）



2. 短期視点

－再商品化事業者の成長機会の確保に向けて

「量」の観点

第1回検討会指摘事項と対応案（1-B）

指摘事項

1. 事業者の成長機会阻害に係るご意見

A. 総合的評価方式

- 今も入札に参加して実際に実行しているわけだが、こういう見直しがされることについて、特に異論はない（松本様）
- 総合的評価方式は一定の品質確保につながっている一方で、落札可能量を制限しているので廃止して頂きたい（三井様）
- 何に使われたかというところの可視化は、必要であれば一緒に取り組みたい。しっかり回っていることがインセンティブになるという仕組みは必要だと思う（松本様）
- 水平リサイクルの報告義務を課すなど、色々な形で評価とつなげることもできるのかもしれない（細田様）
- 地域循環共生圏を念頭に置くと、大量に集める必要があり、市民の皆さんへの説明責任が必要（細田様）
- 回収量を増やすことを考えると、地域循環性はポイントとして大事（吉岡様）

B. 安定枠

- 材料リサイクルを効率的、みんなのものにしていくという意味では落札枠の見直しはいいと思う（三田様）
- 安定枠と競争枠、ケミリサとマテリサの按分問題もあるので、やはり検討が必要（細田様）
- 制度が安定枠、効率化枠、一般枠と複雑な多段階な形であり、しかも上限価格を推察しながら応札する、という形で本当に効率化が進むのか。効率化を阻む要素になっているのであれば、見直す必要があるかもしれない（細田様）
- 課題3の再商品化の出口の観点は重要だが、自治体や各事業者の参画率が高まるように、入口の観点も重要（岡野様）
- 再商品化にはプラ法独自ルートと容リ協ルートの2つがあるが、今後は容リ協ルートに乗せようとしている自治体も多いため、再商品化事業者の処理能力の増加と自治体の回収量の増加の両方を念頭に置いて議論する必要がある（金澤様、吉岡様）

見直しの方向性

【総合的評価方式の活用法の見直し】

- 効率的な再商品化及び適切な競争環境を確保するため、材料リサイクル事業者の処理能力を材料リサイクル優先枠含め最大限活用する方式に改める。
-R8年度見直しでは総合的評価方式の評価項目は残すが、総合的評価方式の評価点を、最大落札可能量の圧縮には使用しない。

【安定枠の廃止】

- 効率的な再商品化及び適切な競争環境を確保するため、材料リサイクル事業者の処理能力を材料リサイクル優先枠含め最大限活用する方式に改める

【材料リサイクル優先枠での落札可能量の調整】

- その上で、材料リサイクル優先枠と一般枠双方の競争倍率を確保するため、材料リサイクル事業者各社の材料リサイクル優先枠での最大落札可能量を処理能力の70%とする（残りは一般枠での競争）

※令和8年度見直しでは、材料リサイクル優先枠と一般枠での競争環境が同等になるように算定した数値である「70%」を採用。

※令和9年度以降は、結果を踏まえながら、適切な競争環境になるよう設定方法含めて柔軟に検討していく。

「量」の観点

- 再商品化事業者の安定経営を目的に、材料リサイクル優先枠において安定枠を設けている一方で、事業者の競争意識を削いでいる懸念がある。安定枠を廃止することで、競争環境の更なる高まりにつながる可能性が期待される
- 総合的評価方式による落札可能量の圧縮を廃止することで、事業者の処理能力を最大限活用することができる
- 材料リサイクル事業者の落札可能量の70%が材料リサイクル優先枠、残りは一般枠とし、材料リサイクル優先枠と一般枠の競争倍率を確保

現状と課題

現在の安定枠・効率化枠に関する制度

前回（H28年度）の見直しにより、優良な事業者が事業の先行きを見通して、安定して投資を継続し、ポテンシャルを伸ばし、健全な競争ができることを目的として検討が行われ、安定枠が創設された。

質の高い安定的なリサイクルを促進するため、総合評価で認められた設備能力のうち、安定枠と効率化枠の割合を2：1とした。ただし、この割合では安定枠の総量が材料リサイクル優先処理量（※）の9割を上回ると見込まれる場合には、当該材料リサイクル優先処理量の9割を上回らないよう補整を行う。

（※）指定法人への市町村の申込量のうち50%を材料リサイクル優先処理量と設定。安定枠と効率化枠は一括応札し、応札価格の安いものから安定枠→効率化枠の順に落札する。

総合的評価方式による落札可能量の圧縮

再商品化製品の品質の確保を目的に、品質に応じた落札可能量を設定している（優先落札可能量＝査定値×総合方式得点率）。ただし、総合的評価方式により、本来再商品化事業者が保有している設備を最大限活用することができず、再商品化事業者による競争環境が確保されていない可能性がある

「量」の観点で、成長機会確保につながる対応

【安定枠廃止】

- ・事務局にて直近の入札/落札結果を元に、シミュレーションした結果、落札価格が下落することが想定できた。落札量が増加する事業者も一定数存在し、成長機会の確保につながることを期待される。
- ・また、落札量が増加する事業者も発生することで、競争環境の更なる高まりにつながる可能性が期待される。

【総合的評価方式の見直し】

- ・効率的な再商品化及び適切な競争環境を確保するため、材料リサイクル事業者の処理能力を材料リサイクル優先枠含め最大限活用する方式に改める。
- ・これにより、事業者の事業者の処理能力の拡大や適切な競争環境の確保につながる可能性がある。
- ・令和8年度見直しでは、総合的評価方式の評価項目は残すが、総合的評価方式の評価点を、最大落札可能量の圧縮には使用しない。令和9年度以降は、結果を踏まえながら、適切な競争環境になるよう設定方法含めて柔軟に検討していく。

【材料リサイクル優先枠での落札可能量の調整】

- ・その上で、材料リサイクル優先枠と一般枠双方の競争倍率を確保するため、材料リサイクル事業者各社の材料リサイクル優先枠での最大落札可能量を処理能力の70%とする（残りは一般枠での競争）

※令和8年度見直しでは、材料リサイクル優先枠と一般枠での競争環境が同等になるように算定した数値である「70%」を採用。

※令和9年度以降は、結果を踏まえながら、適切な競争環境になるよう設定方法含めて柔軟に検討していく。

「質」の観点

第1回検討会指摘事項と対応案（1-A）

指摘事項

1. 事業者の成長機会阻害

A. 総合的評価方式

- 総合的評価方式の評価項目は、現在需要がある方々の評価ポイントとは異なるため、意味を成していない。需要のあるものをいかに供給したかで評価されるべき（三井様）
- 動脈と静脈で情報のやり取りをして品質評価をするなど、評価の仕組みを作り込むべき。または、何に使われたかという出口で評価するなど（柳田様）
- 見える化は事後評価であり、事前に評価するのは簡単ではないが、対話を通じて対応していくのが現実的（三田様）
- 将来的に何を目的にしているのか、評価項目にどういうことをいれるのかがメッセージになる（吉岡様）
- 品質のばらつきが起こるのであれば、総合評価をやめるべきではない（岡野様）
- 再生する以上は一定の項目の確保はしてほしいという品質であり、川下の再生材から行ったときの議論とは別なのでは（三田様）
- 評価のメッセージ性をどのように出していくのかが非常に有効なやり方の一つなのでは（吉岡様）
- 総合的評価方式ないし新たな事業者評価制度が入るのは賛成だが、新規事業者の参入障壁になったり出口によって評価がばらつく可能性があるため、制度の中でやるべきではないのではないか（岡野様）
- 総合的評価方式を廃止するのであれば、どのようにリサイクルの質を担保するのか検討するべき（細田様）

見直しの方向性

【総合的評価方式の活用法の見直し】
・下記案を採用し、再商品化製品の品質を担保する。
総合的評価の一部の項目を材料リサイクル優先枠の参加要件として活用し、材料リサイクル優先枠事業者としての質を確保する。

「質」の観点

- 再商品化事業者の競争環境の確保を優先して総合的評価方式を撤廃すると、再商品化製品の品質を維持・向上するインセンティブが無くなることから、再商品化製品の品質の低下が懸念される。
- 令和8年度では総合的評価方式の一部の項目を材料リサイクル優先枠への参加要件として活用し、質を確保する。
- 令和9年度以降は、結果を踏まえながら、総合評価項目の見直しを含めて柔軟に検討していく。

現状と課題

現状の総合的評価方式における評価内容・項目

総合的評価方式における評価項目（※）は、単一素材化、品質管理体制、品質規格化、塩素濃度、主成分濃度、異物、吸湿率、臭気の強さの項目で設定されている。

（※）下線部は、材料リサイクル優先枠での入札要件の区分で利用される項目

総合的評価方式の活用を見直した場合に想定される影響

再商品化製品の品質の低下

- 総合的評価方式の見直しにより、市場に流入する再商品化製品の品質の低下が懸念される。
- そこで、令和8年度では材料リサイクル優先枠への参加要件として活用することで、材料リサイクル優先枠事業者としての質を確保する。
- 令和9年度以降は、結果を踏まえながら、総合評価項目の見直しを含めて柔軟に検討していく。

「価格」の観点

第1回検討会指摘事項と対応案（1-C）

指摘事項

1. 事業者の成長機会阻害

C. 社会変化に対応した適切な処理費用が払われていないこと

- 安定した調達確保と合理性のあるコストがユーザー視点として大変重要（岡野様）
- 厳しい上限価格を撤廃し、新しい制度設計をお願いしたい（三井様）
- 上限価格の問題で入札制度のポイントは非常に難しい点として、リサイクルの質を担保しながら、成長と書いてあるところ（細田様）
- やり方は最終処分場問題を解決する役目だが、上限価格と事前チェックリストの観点になるので議論がわからなくなってくる（岡野様）
- 制度が安定枠、効率化枠、一般枠と複雑な多段階な形であり、しかも上限価格を推察しながら応札する、という形で本当に効率化が進むのか。効率化を阻む要素になっているのであれば、見直す必要があるかもしれない（細田様）【再掲】
- 余力が少ない状況下では入札において落札単価が上昇することは経済原理（細田様）

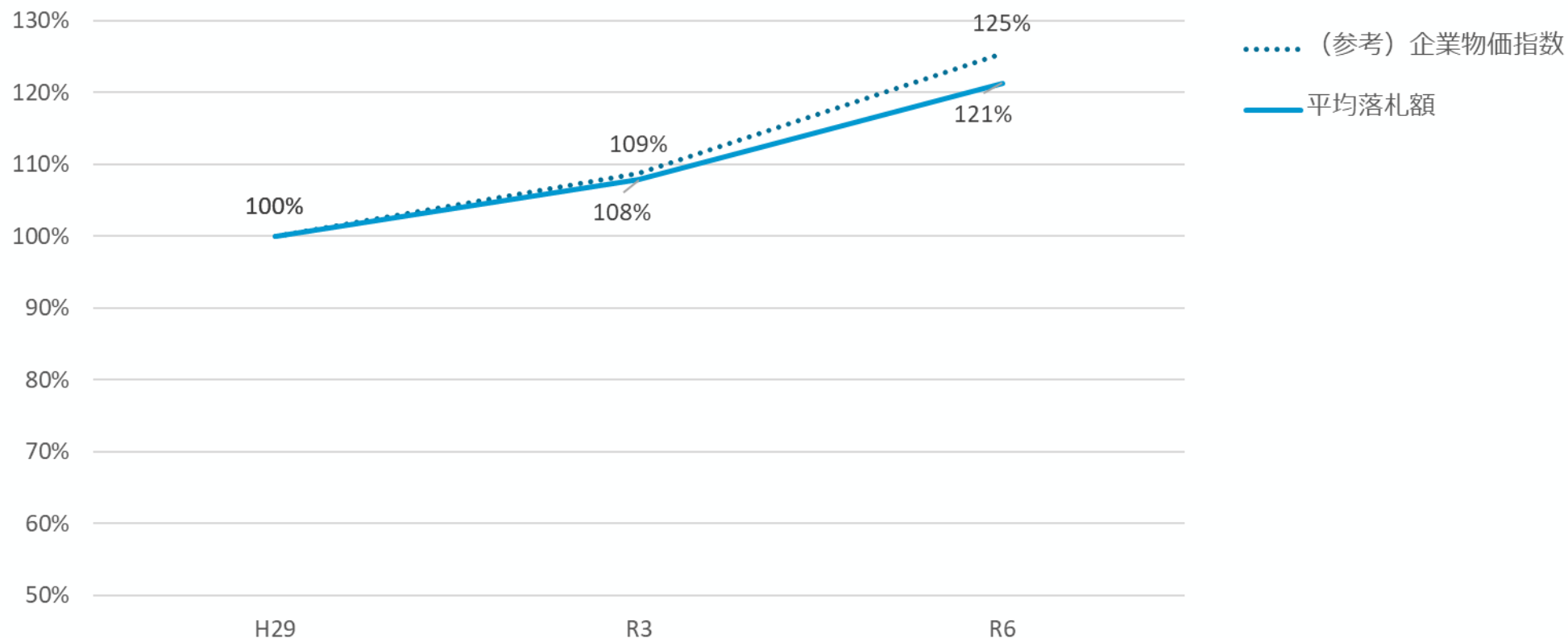
見直しの方向性

【適切な上限価格の設定】

- 社会変化に対応した適切な価格の実現に向け、厳格な上限価格の見直しを検討する。

「価格」の観点

- 物価上昇や賃上げといった状況で、現行制度では事業の継続が困難な状況に直面しているというご意見もある中で、H29からR6にかけての落札価格平均額の上昇率は121%であり、同期間の物価上昇率125%を下回っている。
- 前述の「安定枠の廃止」「総合的評価方式の見直し」と掛け合わせることでの対応を検討する。



データソース：日本銀行「企業物価指数」

※各年12月時点の値を採用。それぞれH29の値を100%とした

2. 中長期視点

－動静脈企業連携に向けて

リサイクル率の向上に向けて

第1回検討会指摘事項と対応案（2-D）

指摘事項

2. 分別基準適合物及び分別収集物のリサイクル率

D. ケミカルリサイクル×材料リサイクルのジョイントグループ制度

- 食品容器などに対応可能なケミリサの活用、カスケード利用等を含めて、ケミリサを適切に活用すべき（柳田様）
- 種別ごとのリサイクル率を踏まえて、適当なリサイクル手法を組み込むのは合理的な議論だと思う（三田様）
- 再生材の質やコストについて、顧客や消費者が受容して市場を広げていく議論が必要（三田様）
- 材料リサイクルの残渣をどう使うかというのは課題であると思っているため、うまく活用したい。ただ、収率の条件は検討が必要。ジョイントの組み方をしっかり決めておいた方がよ（松本様）
- ジョイントグループ制度は技術的に可能だと考えられるが、価格転嫁ができるかどうかポイント（三井様）
- ジョイント制度を検討できるのであれば、今年度あたりから、ある程度見せるような形でやっていただいてもいいのではないかと（吉岡様）
- 残渣物をうまくリサイクルしている事業者を評価してもよいのではないかと（吉岡様）
- 市民に分別を促す普及啓発の際、残渣率の高さがネックになっている。ジョイントが実現できれば、残渣も非常に減るように思うため、検討の際には残渣も念頭に置いてほしい（金澤様）

見直しの方向性

【材料リサイクル・ケミカルリサイクルのジョイント入札を進める】

- ▶ 多様な手法を組み合わせることでリサイクル率を向上させることが目的であり、できる限り早期に着手したいと考えている。一方で、実際の現状や適切な制度運用を考慮し、実装できるタイミングとして令和9年度以降の開始を目指す。

リサイクル率の向上に向けて

- 材料リサイクルにおいては、材料リサイクルと材料リサイクルのジョイント制度を認めており、残渣の有効利用を行っているが、一層のリサイクル率の向上や高品質な利用が必要となっている
- これらの課題に対する施策の一つとして、ケミカルリサイクルを含めたジョイント制度の見直しに向けた検討を行う

現状と課題

材料リサイクルの残渣処理

材料リサイクルされるプラスチックはPPやPEが多く、残渣にはPSやPETが多く含まれるため、残渣の有効利用が限定的となっている。これらの対応として、現状は材料リサイクルと材料リサイクルのジョイント制度が認められているが、今後のリサイクル率の向上やより高品質な利用に向けては、これらの残渣の有効利用方法の検討が必要となる。



適切なリサイクル率の向上に想定される影響

■ ケミカルリサイクルを含めたジョイント制度

- 入札制度において、材料リサイクル残渣を対象とした、ケミカルリサイクルのジョイント制度に向けた検討を行う。
- これにより、現在材料リサイクルでは残渣となっているプラスチックをケミカルリサイクルすることで、リサイクル率の向上や高品質な利用につながることが期待される。
- 実際の現状や適切な制度運用を考慮し、実装できるタイミングとして令和9年度以降の開始を目指す。

動静脈企業連携に向けて

第1回検討会指摘事項と対応案（3-E）

指摘事項

3. 再商品化製品の利用用途に係るご意見

E. 再生材の高度な利用

- 容器包装の再生材利用を推進するため、水平リサイクルを目指した再商品化を優先的に行う枠組が必要（柳田様）
- もう一度、水平という形で戻ってくるような出口も考えてほしい（岡野様）
- 自動車業界への再生材の量と質の安定的な供給のためには、コンパウンドメーカーや動脈産業との強い連携協力が必要不可欠（三井様）
- 動脈と静脈でマッチングした際、リサイクルしたものが販売されたことをもって品質が良いものと確認することもあり得るのではないか。どこに再生材が使われているかを可視化してインセンティブを働かせるなど（三井様）
- 動脈と静脈で情報のやり取りをして品質評価をするなど、評価の仕組みを作り込むべき。または、何に使われたかという出口で評価するなど（柳田様）【再掲】
- コークス化学原料は全部燃料になっているわけではなく、40%はサーキュラーエコノミーに関わる製品に変換している（松本様）
- 他業種への再利用もスコープに入ってくるのであれば、考え方を俯瞰から見て変えないといけないと思う（岡野様）
- 再生材を使用する場合、調達コストが合理的であることが重要。行政の後押しがあると良い（岡野様）
- 容器包装や自動車への再生材使用を積極的に進められるように、それらのリサイクルに対する評価に重きを置いても良いのではないか（吉岡様）
- 再生材の高度利用はもちろん賛成だが、容器包装以外の業種で使用するための品質向上に必要な費用を容器包装事業者が負担することは心穏やかではないのではないか（岡野様）
- ビジネスとして成り立たせるためには、再生材の質やコストを含めてその価値を認めて市場が作られることが必要。廃棄物の規格化や分別収集のやり方も含めて制度を作り、色々な用途に対応できるようにすることが大事（三田様）
- 何に使われたかというところの可視化は、必要であれば一緒に取り組みたい。しっかり回っていることがインセンティブになるという仕組みは必要だと思う（松本様）【再掲】

見直しの方向性

【動静脈連携枠の創設】

- 再生材利用の高度化を図るため、以下の内容から成る「動静脈連携枠」を創設し、要件を満たす事業分について、導入初年度は全体の数%から始め、段階的に拡大していった最大20%程度まで（材料リサイクル優先枠・一般枠から等分捻出[20%の場合、材料リサイクル優先枠40%、一般枠40%]）を優先的に割り当てる
- 制度の詳細は引き続き検討し、運用開始までに固める。
- 検討事項：
 - ▶ 材料リサイクル、ケミカルリサイクルを問わず、特定事業者ないしは改正資源有効利用促進法に基づく再生利用義務対象者が利用する再生材を供給する事業を対象とすること
 - 安定供給のため、必要に応じて複数年入札を認めること
 - 特定事業者に対しては、当該再生材利用分を再商品化委託費から減免する等のインセンティブの付与
 - 開札は、①動静脈連携枠→②材料リサイクル優先枠→③一般枠の順
 - 実施はR9年度以降を目指す。

動静脈企業連携に向けて

令和9年度以降の制度見直し方針

水平リサイクルに使用できるような高品質製品を製造するためには、コストがかかり、現行制度設計の既存枠内では費用の観点で落札ができず、高品質製品を製造し続ける蓋然性が低いと想定される。

再生材利用の高度化を図るため、以下の内容から成る「動静脈連携枠」を創設し、要件を満たす事業分について、導入初年度は全体の数%から始め、段階的に拡大していった最大20%程度まで（材料リサイクル優先枠・一般枠から等分捻出[20%の場合、材料リサイクル優先枠40%、一般枠40%]）を優先的に割り当てる方法を検討する。

制度の詳細は引き続き検討し、運用開始までに固める。

検討事項：

- 材料リサイクル、ケミカルリサイクルを問わず、特定事業者ないしは改正資源有効利用促進法に基づく再生利用義務対象者が利用する再生材を供給する事業を対象とすること
- ユーザーニーズに合わせて品質を確保し続けながらの安定供給のため、必要に応じて複数年入札を認めること
- 特定事業者に対しては、当該再生材利用分を再商品化委託費から減免する等のインセンティブの付与
- 開札は、①動静脈連携枠→②材料リサイクル優先枠→③一般枠の順
- 実施はR9年度以降を目指す。

プラスチック製容器包装及び分別収集物の再商品化入札制度の見直しに関する意見 (公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会) (1/2)

プラスチック製容器包装及び分別収集物の再商品化入札制度の見直しに関する意見

2025年10月9日

公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会

循環経済の実現に向け、資源有効利用促進法及びGx推進法が改正されるなど国をあげての取り組みが進む中、今般の検討会における取り組みは誠に時宜を得たものであり、検討会メンバー各位ならびに環境省、経済産業省の皆様には心より敬意を表するとともに感謝申し上げます。

容器包装リサイクル法の完全施行から25年が経過し、当協会では2023年度からプラスチック資源循環促進法に基づき、新たにプラスチック製品のリサイクルを開始したところでありますが、さらに本検討会における見直しに関する検討は、当協会の事業を強力に後押しいただけるものと受け止めております。

容リ制度の運用実務を担う事務局として、基本的な考えを次のとおり4点申し上げます。

1. 入札における動静脈連携枠の新設には賛同致しますが、同枠へのインセンティブの原資については、慎重な検討を要望します。
2. これら見直しに基づく制度の具体的な運用については、詳細設計、諸規程・ガイドライン等の整備、システム改修、内容の周知など、その準備に相応の時間を要します。従って、運用の開始時期につきましては、運用事項の内容と実情に応じ、適切かつ柔軟な時期を検討いただきたいと存じます。
3. 制度変更にともない協会システムの改修経費が発生しますが、協会のみが負担することは、その費用を拠出する特定事業者の理解が得難いと思われますので、相応の配慮をいただきたいと考えます。
4. 本見直しに当っては、正しく義務を履行している特定事業者のみがその負担をするのではなく、いっそうの資源循環を促進するためにも、国による抜本的なただ乗り事業者対策を並行して実施いただくことが重要と考えております。

なお、見直しの具体的詳細項目に関する意見につきましては、次ページをご参照いただければ幸いです。

プラスチック製容器包装及び分別収集物の再商品化入札制度の見直しに関する意見 (公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会) (2/2)

No	項目	内容
1	全体について	・制度変更にとまなうシステム開発費用への国費投入（特に、改正資源有効利用促進法に基づく再生利用義務対象者が関わる動静脈連携についてのシステム費用等） ・現行の材料リサイクルでは再商品化利用製品の範囲は限られプロセスも低収率に留まっていることによる優先制度の改革。安定枠廃止は改革の1つ ・課題が多いため検討会等での具体的な内容の継続的な検討
2	A. 総合的評価方式	・品質維持向上の施策および評価項目の見直し ・高品質への対応に加え残さの有効利用も促す評価項目の追加
3	B. 材料リサイクル優先枠の安定枠について	・安定枠廃止により品質へのインセンティブが低下することが懸念されることへの品質維持・向上対策
4	C. 社会変化に対応した適切な処理費用が払われていないこと	・委託料の構成要素の1つである再商品化製品の販売面も含めたより適切な処理費用の検討 ・適切な処理費用に関する幅広い再生処理事業者の意見集約 ・適正な落札単価となるような施策： 再生処理事業者の余力不足の状況下においては、競争が働かず落札単価が必要以上に上昇する可能性あり。落札単価の急激な上昇は協会運営上大きな影響を及ぼし、再生処理事業者への支払いが滞ることへの懸念。
5	D. ケミカルリサイクル×マテリアルリサイクルのジョイントグループ制度	・システムおよび時間的制約により、令和8年度からの運用開始は現実的に困難。令和9年度以降の開始に向けて本格検討する方針は妥当 ・ジョイントグループで談合等による不公平な事態がおこらないよう公正な制度の確立
6	E. 再生材の高度な利用	・動静脈連携枠の制度は33条認定で運用することを要検討（特に複数年契約など） ・容リ制度の中で考えるならば、動静脈連携枠に係る委託料減免は、①再商品化義務の減免、②生産者責任範囲の拡大、につき容リ法改正の要否を含めた十分な検討が必要 ・特定事業者に対するインセンティブは、特定事業者の委託料に依存しない方法の検討 ・入札における動静脈連携枠に関し、独禁法・競争政策への抵触の有無につき公取への確認
7	その他	・新たな技術開発によるケミカル手法の追加検討

【再掲】まとめ

収集量と処理能力の切迫への対応、社会変化に対応した適切な再商品化費用を実現し、再商品化の量・質の拡大向上、再生材利用の一層の促進を図るため、プラスチック製容器包装・分別収集物の入札制度について以下のとおり見直しを行う

背景 …… 現状の容器リサイクル法の入札制度においては、以下の課題を抱えている

短期的課題 ⇒ **収集量と処理能力の切迫への対応、物価高騰を迅速に反映する必要がある**

中期的課題 ⇒ **高度な品質の再生プラスチックの供給力を強化する必要がある**

【令和8年度以降】

- 効率的な再商品化及び適切な競争環境を確保するため、**材料リサイクル事業者の処理能力を材料リサイクル優先枠含め最大限活用する方式に改める**（総合的評価方式の見直し、材料リサイクル優先枠の一本化（安定枠の廃止））
- その上で、材料リサイクル優先枠と一般枠双方の競争倍率を確保するため、材料リサイクル事業者各社の**材料リサイクル優先枠での最大落札可能量を処理能力の70%とする**（残りの30%は一般枠で入札が可能となり、落札可能量を100%活用できる）
- 上記変更を踏まえ、令和8年度は総合的評価方式の現行評価項目を材料リサイクル優先枠の参加要件として活用することで、材料リサイクル優先枠事業者としての質を確保する。（令和9年度以降は、結果を踏まえながら、総合的評価方式の評価項目見直しを含めて柔軟に検討していく。）
- 以上に伴い、厳格な上限価格を**適切な上限価格に改める**

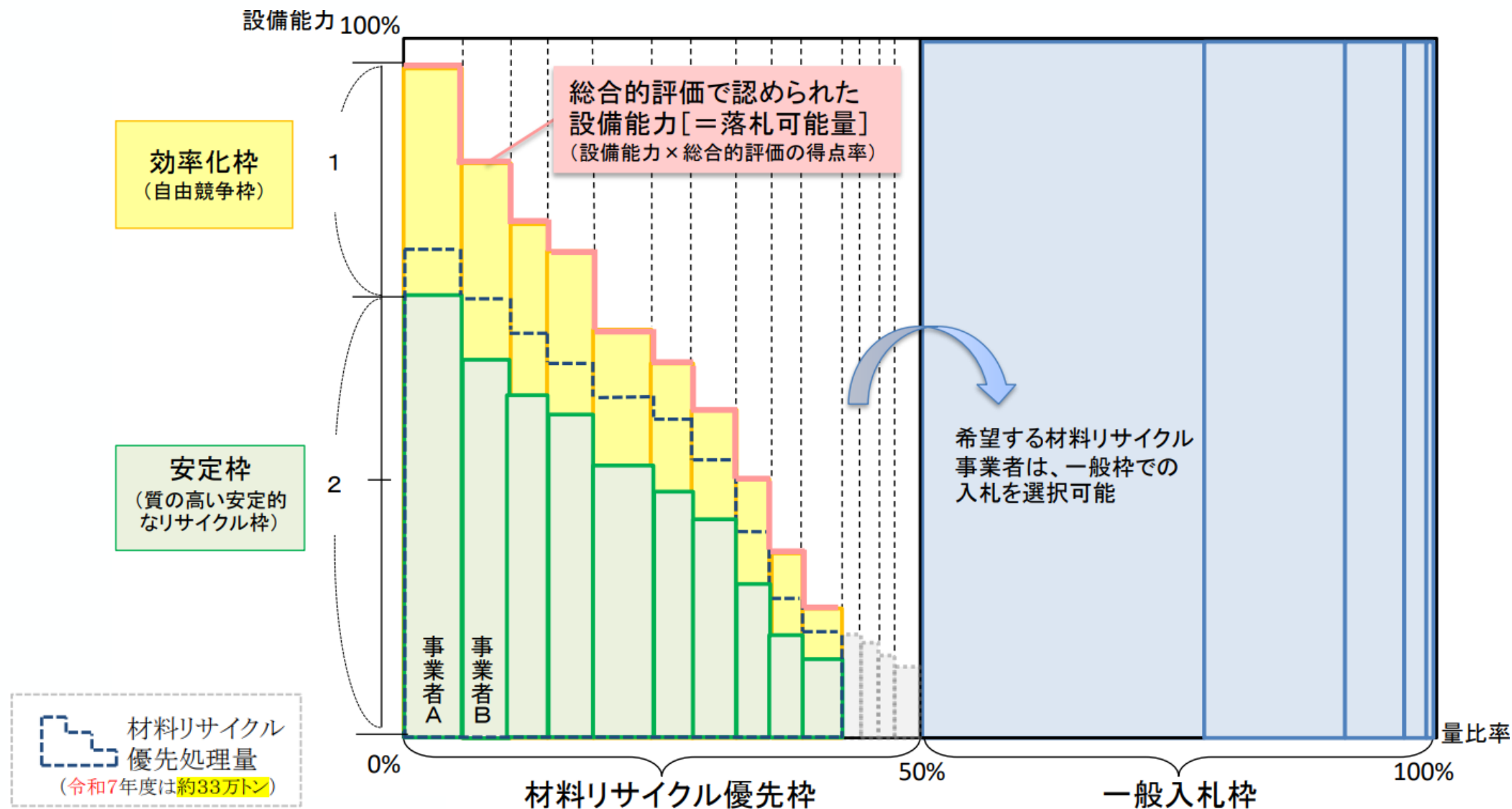
【令和9年度以降】

- 材料リサイクル・ケミカルリサイクルの**ジョイントでの入札**を可能とする
- **ユーザーニーズに合わせるとともに再生材利用の高度化を図るため、「動静脈連携枠」を創設**し、要件を満たす事業分について、導入初年度は全体の数%から始め、段階的に拡大していつて最大20%程度まで（材料リサイクル優先枠・一般枠から等分捻出[20%の場合、材料リサイクル優先枠40%、一般枠40%]）を優先的に割り当てる

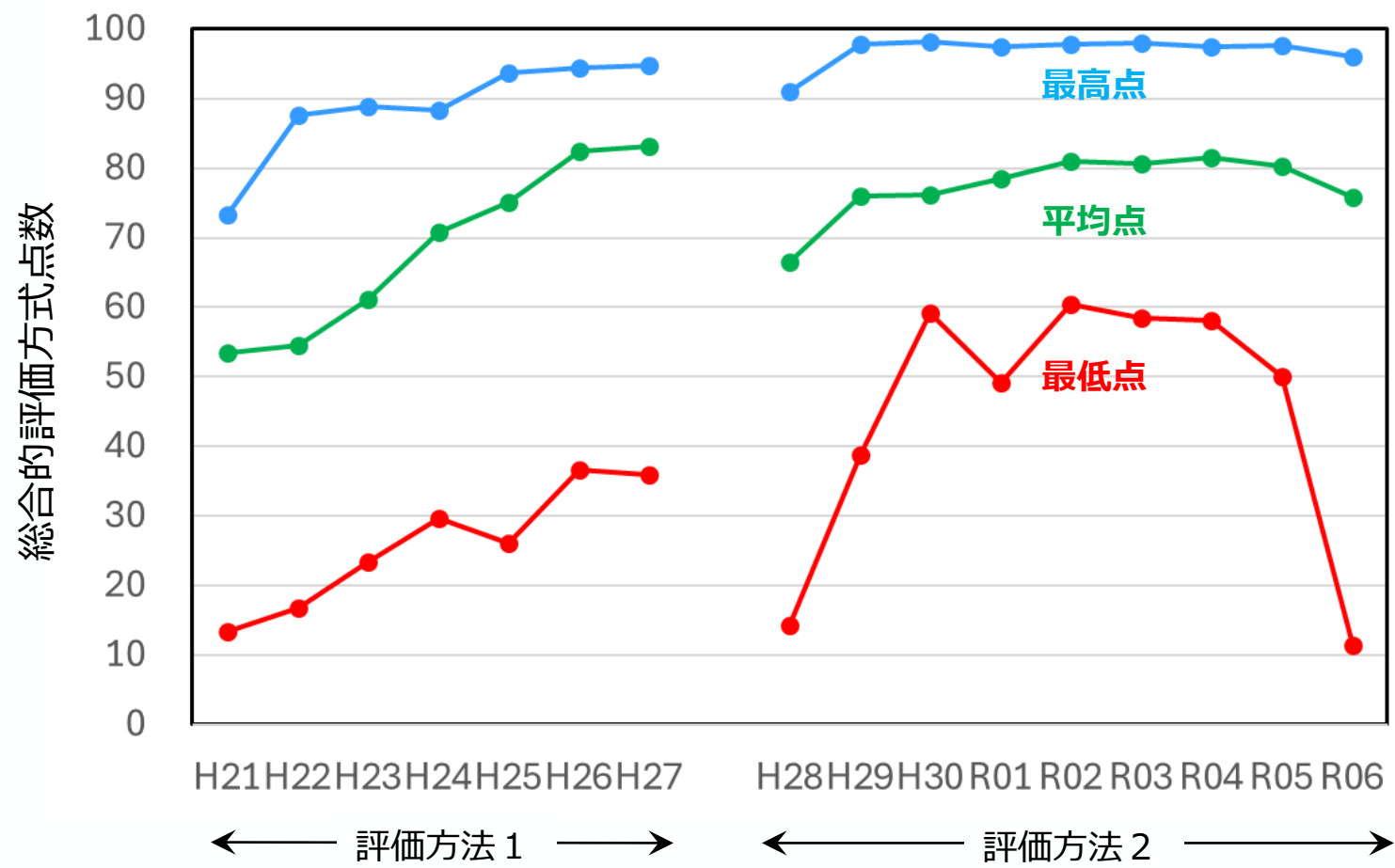
※制度の詳細は引き続き検討し、関係者のニーズを踏まえつつ運用開始までに固める

参考資料

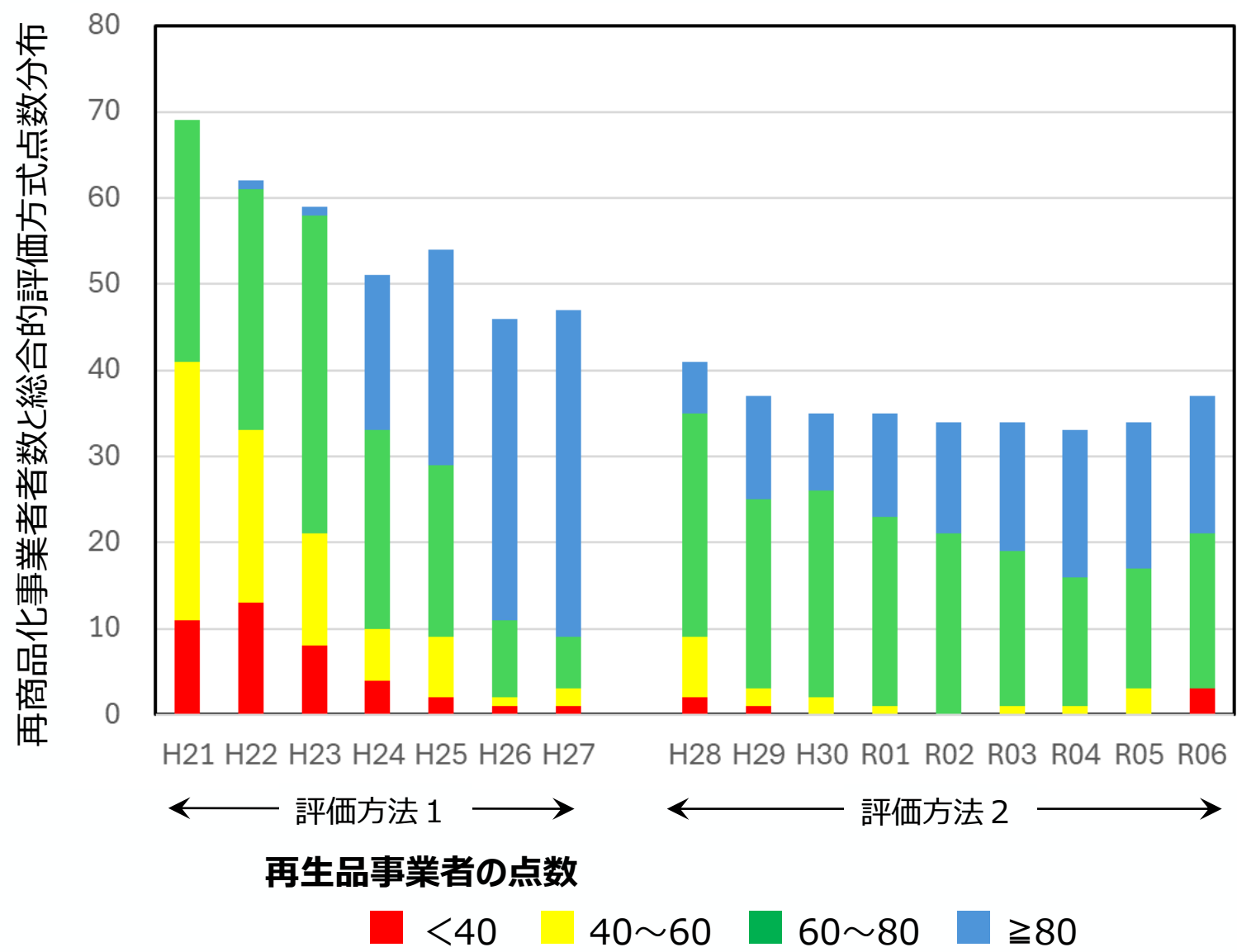
現行制度の仕組み <イメージ図>



総合的評価方式における評価結果の傾向①



総合的評価方式における評価結果の傾向②



落札価格の推移

2005年 MR:104,095円/トン
CR:69,524円/トン

